昭和三十七年三月三十日条例第十号

改正

平成一二年三月二四日条例第二号 平成二三年一〇月一二日条例第四一号 平成二四年三月二七日条例第四〇号 平成二六年三月二〇日条例第三号

岐阜県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

岐阜県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法 (平成二十三年法律第七十八号) 第三十一条の規定により、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、岐阜県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(任期)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第五条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年十月十二日条例第四十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二十四年三月二十七日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十日条例第三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の岐阜県スポーツ推進審議会条例第二条第二項の規定により任命されている委員は、その任期が満了するまでの間、前項の規定による改正後の岐阜県スポーツ推進審議会条例第二条第二項の規定により任命された岐阜県スポーツ推進審議会の委員とみなす。